

ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会会則

（設置）

第1条 （仮称）ふじみ野市自治基本条例原案（以下「原案」といいます。）を策定するため、ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会（以下「協議会」といいます。）を設置します。

（協議会の役割）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行います。

- （1） 原案を策定します。
- （2） 市民との対話などを通して、市民の意見を集約し、集約した意見を原案に反映させます。
- （3） 原案をもとにふじみ野市が行うパブリック・コメントなど行政内部調整に対して、意見表明をします。
- （4） （仮称）ふじみ野市自治基本条例策定のために、ふじみ野市と相互協力協定を締結します。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」といいます。）をもって構成します。

- （1） 平成22年度にふじみ野市が公募した「自治基本条例市民検討組織」に応募した者
- （2） 協議会が参加を認めた者

2 協議会を退会するときは、代表に文書で届け出ます。

（役員）

第4条 協議会に代表1名、副代表2名及び事務局長1名を置きます。

- 2 代表、副代表及び事務局長は、委員の互選で選出します。
- 3 代表は、協議会を統括し、協議会を代表します。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理します。
- 5 事務局長は、協議会の活動状況を把握し、活動が円滑に進むよう実務的な支援をします。
- 6 副代表及び事務局長は、いずれかの部会の部会長を兼務することができます。

（全体会議）

第5条 全体会議は、協議会の委員で構成し、協議会の最高意思決定機関とします。

- 2 全体会議は、代表が招集し、議長となります。ただし、全委員の3分の1以上の請求があったときは招集します。

- 3 全体会議は、委員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立します。
- 4 全体会議は、十分に議論を尽くし論点を明確にした上で合意形成を図ります。
- 5 前項の規定による合意形成ができなかったときは、出席委員の3分の2以上の多数決をもって結論とします。ただし、少数意見又は貴重な意見を尊重するため、議長は必要に応じて、併記又は付記することができます。
- 6 全体会議において決定した内容については、各委員はそれを尊重します。
- 7 議長は、原案策定のために学識経験者及び有識者などの関係者の説明又は意見を聞く必要があると認めたときは、関係者の出席を要請できます。

（部会の設置）

第6条 協議会活動を効率的に進め、かつ、専門的課題について集中的な取り組みを行うため、次の部会を設置します。

- （1） 総務・広報宣伝部会・・・市当局との調整、各部会間の調整、職員プロジェクトチームや議会との調整、協議会活動の進行管理、機関紙の発行、メディア対応、ホームページ管理、イベントの周知及び記録、全体会議の記録、他
- （2） 意見収集部会・・・・・・市民との対話などの企画及び立案、市民の意見収集及びまとめ、他市事例調査、他
- （3） 原案起草部会・・・・・・意見収集部会で得た資料の分析及び立案、現行条例等の精査、条例原案及び逐条解説の作成、他

- 2 代表は、必要に応じて、前項に掲げる以外の部会を設けることができます。
- 3 部会は、十分に議論を尽くし論点を明確にした上で合意形成を図ります。
- 4 委員は、1つ以上の部会に所属します。

（部会長及び副部会長）

第7条 部会に部会長及び副部会長を置きます。

- 2 部会長は、その部会を統括し、その部会を代表します。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会の委員の互選で選びます。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となります。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理します。
- 6 部会長は、部会の中に分科会などワーキンググループを置くことができます。

（運営委員会の設置）

第8条 協議会活動を円滑に推進するため、運営委員会を設置します。

- 2 運営委員会の任務は、次のとおりとします。
 - （1） 協議会のすべての方針及び計画案を検討し、全体会議へ提案すること。
 - （2） 緊急課題を決定し、全体会議に報告すること。
- 3 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成します。

- (1) 代表、副代表及び事務局長
- (2) 部会の部会長及び副部会長

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会は代表が招集し、議長となります。

2 運営委員会は、十分に議論を尽くし論点を明確にした上で全体会議に提案します。

(会議の公開)

第10条 協議会の全体会議、運営委員会の会議は、原則として公開とします。

2 議事録及び関係資料は、原則として公開とします。

(会議の傍聴)

第11条 会議の傍聴は自由とします。会議の議長は、傍聴者が会議の妨害となる行為をした場合は、退場を求める事ができます。

(存続期間)

第12条 この会の存続期間は、(仮称)ふじみ野市自治基本条例の制定までとします。

(会則の改廃)

第13条 この会則は、必要に応じて全体会議の承認を経て、改廃できます。

(事務局)

第14条 協議会事務局は、ふじみ野市市民生活部くらし安全課内に置きます。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別途定めます。

この会則は、平成23年1月16日から発効とします。